第 53 回

定　時　株　主　総　会

招　集　ご　通　知

＜新型コロナウイルスに関するお知らせ＞

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめの上、ご来場賜りますようお願い申しあげます。
また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申しあげます。
今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト（http://www.ryoyu.co.jp）

開催日時

2021年６月24日（木曜日）午前10時
受付開始：午前９時30分

開催場所

東京都港区芝浦一丁目２番３号
シーバンスＳ館　１階　大ホール

議　　案

第１号議案　監査等委員でない取締役５名選任の件
第２号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

目　　次

第53回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 3
事業報告 …… 8
連結計算書類 …… 25
計算書類 …… 33
監査報告 …… 39

株式会社 菱友システムズ
証券コード：4685

株 主 各 位

証券コード 4685
2021年６月８日
東京都港区芝浦一丁目２番３号
株式会社 菱友システムズ
取締役社長 **尊田 雅弘**

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第53回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月23日（水曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1 日　　時	**2021年６月24日**（木曜日）**午前10時**（受付開始：午前９時30分）	
2 場　　所	東京都港区芝浦一丁目２番３号 **シーバンスＳ館　１階　大ホール** （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）	
3 会議の目的事項	**報告事項**	１．第53期（2020年４月１日から2021年３月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第53期（2020年４月１日から2021年３月31日まで） 計算書類報告の件
	決議事項	第１号議案　監査等委員でない取締役５名選任の件 第２号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	２頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。	

以　上

- 当日ご出席の場合には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（下記）に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（http://www.ryoyu.co.jp）

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日時
2021年6月24日（木曜日）
午前10時
（受付開始　午前９時30分）



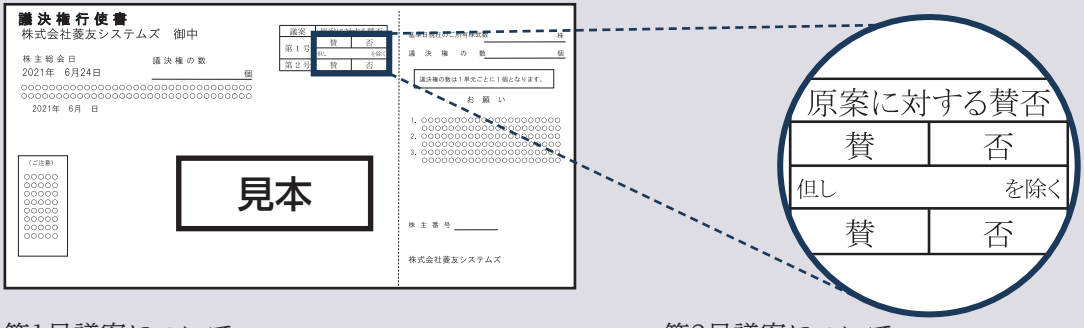
書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。
（下記の行使期限までに到着するよう
ご返送ください。）



期　限　**2021年6月23日（水曜日）午後5時45分到着分まで**

議決権行使書のご記入方法



第1号議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印
全員反対の場合 → **否** に○印
一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄に記入

第2号議案について

賛成の場合 → **賛** に○印
反対の場合 → **否** に○印

株主総会参考書類

第１号議案　監査等委員でない取締役５名選任の件

現在の監査等委員でない取締役５名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、これに伴い監査等委員でない取締役５名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名		当社における地位・担当	取締役会出席回数（2020年度）	取締役在任年数（本株主総会終結時）
1	わたなべ　はるお 渡邊　治雄	再任	※取締役会長	10回/10回	11年
2	そんだ　まさひろ 尊田　雅弘	再任	※取締役社長	10回/10回	6年
3	おぎの　じゅん 荻野　純	再任	取締役副社長、執行役員、航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部長	10回/10回	12年
4	たかうら　かつひさ 高浦　勝寿	再任　社外	取締役	10回/10回	4年
5	ばんば　きみとし 馬塲　公敏	再任　社外	取締役	10回/10回	4年

（注）※印は代表取締役を示しております。

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者

候補者番号

1

渡邊（わたなべ）　治雄（はるお）（1952年12月９日生）

所有する当社の株式数… 7,100株

再任

［略歴、当社における地位及び担当］

1975年４月　三菱重工業株式会社　入社
2002年４月　同社汎用機・特車事業本部経営管理総括部 企画経理部長
2004年４月　三菱重工エンジン発電システム株式会社（現三菱重工エンジンシステム株式会社） 取締役経営管理部長
2006年７月　当社　入社
2008年４月　当社企画部長
2009年６月　当社執行役員企画部長
2010年６月　当社取締役企画部長
2013年７月　当社取締役経営管理統括本部長
2014年６月　当社常務取締役経営管理統括本部長
2015年６月　当社取締役副社長経営管理統括本部長
2017年６月　当社取締役社長
2020年６月　当社取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

経営全般の豊富な知識と業務経験を有しており、2017年６月から2020年６月までは取締役社長として、強いリーダーシップを発揮し当社経営の重要事項の決定、及び業務執行の監督を適切に果たしてまいりました。2020年６月の取締役会長就任後は経営の監督に注力し、取締役会議長として議事の活性化・効率化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制の強化を進めており、これらの経験と見識が当社の経営に活かせるものと考え、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

尊田（そんだ）　雅弘（まさひろ）（1956年11月13日生）

所有する当社の株式数… 5,100株

再任

［略歴、当社における地位及び担当］

1981年４月　三菱重工業株式会社　入社
2008年12月　同社長崎造船所造船管理部長
2010年４月　同社船舶・海洋事業本部船舶・海洋業務部長
2013年10月　同社執行役員交通・輸送ドメイン 船舶・海洋事業部副事業部長 同社長崎造船所長
2015年４月　当社執行役員 当社事業統括本部副本部長
2015年６月　当社取締役事業統括本部副本部長
2016年６月　当社取締役 当社インダストリーソリューション事業部長兼事業管理部長
2017年６月　当社常務取締役
2020年６月　当社取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

製造業の技術部門・事業部門における幅広い業務経験を有するとともに、ＩＴ分野での豊富な経験と知識を有しており、当社においては、新技術・新分野への展開を主導し、事業の発展に大きく貢献してきました。2020年６月の取締役社長の就任以降は、社長として強いリーダーシップを発揮し当社経営の重要事項の決定、及び業務執行の監督を適切に果たしております。その経験と見識が当社の経営に活かせるものと考え、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

荻野（おぎの） 純（じゅん）（1956年10月22日生）

所有する当社の株式数…10,900株

再任

［略歴、当社における地位及び担当］

1979年４月	当社　入社
2001年４月	当社エンジニアリングソリューション事業部長 当社中部支社航空宇宙技術部長
2002年６月	当社執行役員（現任） 当社エンジニアリングソリューション事業部長
2009年６月	当社取締役エンジニアリングソリューション事業部長
2013年７月	当社取締役事業統括本部エンジニアリングソリューション事業部長
2015年４月	当社取締役事業統括本部航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部長
2016年６月	当社常務取締役 当社航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部長（現任）
2020年６月	当社取締役副社長（現任）

取締役候補者とした理由

当社において長年にわたり航空機分野の解析・設計及びエンジニアリングシステムの開発に携わり、当該事業分野の確立・強化とともに、当社の事業基盤の構築・発展に大きく貢献してきました。2020年６月からは取締役副社長として、引き続き当該事業部門の統括及び当社の技術力強化の主導を行うとともに、当社経営の中核を担い、業務執行の監督を適切に果たしております。その経験と見識が当社の経営に活かせるものと考え、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

高浦（たかうら） 勝寿（かつひさ）（1962年９月７日生）

所有する当社の株式数…　－ 株

再任

社外

［略歴、当社における地位及び担当］

1987年４月	三菱原子力工業株式会社　入社
1994年12月	三菱重工業株式会社　転籍
2005年３月	同社原子力事業本部原子力技術センター軽水炉プラント技術部計装設備技術課長
2016年４月	同社ＩＣＴソリューション本部電気計装技術部長
2017年６月	当社取締役（現任）
2020年４月	同社ＩＣＴソリューション本部副本部長兼原子力セグメント主幹技師（現任）

［重要な兼職の状況］

三菱重工業株式会社ＩＣＴソリューション本部副本部長兼原子力セグメント主幹技師

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

当社の主要顧客である製造業の設計エンジニアとしての豊富な知識と経験を有し、またＩＴ部門の事業運営経験に基づいた情報技術に関する高い見識を有しております。当該知見を活かして客観的な立場から当社経営に対する監督、助言をいただくことにより、当社経営の健全性・透明性の向上に資することを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

5

馬場（ばんば）　公敏（きみとし）（1945年３月２日生）

所有する当社の株式数…　－ 株

再任

社外

［略歴、当社における地位及び担当］

1968年４月	三菱自動車販売株式会社　入社
1970年７月	三菱自動車工業株式会社　入社
1988年４月	米国三菱自動車販売株式会社 総務・システム担当取締役
1995年７月	三菱自動車工業株式会社情報システム本部 システム企画部長
1999年３月	シティポールコンピュータアンドコンサルタント株式会社代表取締役社長
2002年５月	三菱自動車工業株式会社ＳＣＭ－ＩＴ部 エキスパート
2007年７月	株式会社スキルパートナ代表取締役社長（現任）
2017年６月	当社取締役（現任）

［重要な兼職の状況］

株式会社スキルパートナ代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

当社の主要顧客である製造業のＩＴ部門において、システム開発や米国・アジアにおける事業展開等の豊富な業務経験を有するとともに、経営者として国内・海外でのＩＴ関連事業に携わる等、企業経営に関する高い見識を有しております。当該知見を活かして客観的な立場から当社経営に対する監督、助言をいただくことにより、当社経営の健全性・透明性の向上に資することを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．高浦勝寿、馬塲公敏の両氏は、社外取締役候補者であります。
３．高浦勝寿、馬塲公敏の両氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏とも４年となります。
４．高浦勝寿、馬塲公敏の両氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要につきましては、５頁から６頁の「社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」に記載のとおりであります。
５．高浦勝寿氏は三菱重工業株式会社のＩＣＴソリューション本部副本部長兼原子力セグメント主幹技師でありますが、同社は当社の主要取引先であり、特定関係事業者（会社法施行規則第２条第３項第19号の定義による）に該当します。
６．当社は現在、高浦勝寿、馬塲公敏の両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏が再任された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
７．当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、保険料は全額当社が負担しております。なお、2022年２月に同内容での更新を予定しております。

■監査等委員会の意見

監査等委員でない取締役の選任等及び報酬等については、当社取締役会及び取締役に係わる基本的な枠組み・考え方や候補者選任の方針のほか、報酬額の考え方や具体的算定方法等について説明を受け、必要に応じて意見を述べ、監査等委員会において協議いたしました。
この結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役の選任等及び報酬等のいずれについても妥当であると判断し、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項は無いとの結論にいたりました。

第２号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、現任の監査等委員である取締役長谷島弘安氏の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

本選任の効力は次回定時株主総会開始の時までであり、候補者松井昭彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合の任期は、前任の監査等委員である取締役の任期満了の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

松井（まつい）　昭彦（あきひこ）（1961年３月３日生）

所有する当社の株式数…　－ 株

［略歴、当社における地位及び担当］

1985年４月	三菱重工業株式会社　入社
2004年10月	同社技術本部長崎研究所トライボロジー研究室長
2015年４月	同社技術統括本部総合研究所機械研究部 技監・主幹研究員兼研究管理部　主幹部員
2017年４月	同社総合研究所業務部長・技監
2021年４月	当社　入社 当社プロジェクト・品質管理部部長付（現任）

補欠の取締役候補者とした理由

研究部門での経験に基づく高度な技術的知見を有するとともに、技術統括部門における管理業務を通じて培った、企業活動における業務プロセスへの理解と、組織マネジメントに関する知見により、当社の業務執行に対する監督･監査を適切に遂行できるものと考え､補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．松井昭彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

３．当社は､保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており､被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。ただし､故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。松井昭彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、保険料は全額当社が負担しております。なお、2022年２月に同内容での更新を予定しております。

以　上

（添付書類）

事業報告（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

1 企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大変厳しい状況となりました。新型コロナウイルスのワクチン接種環境が整いつつあるものの、収束の見通しは立たず、依然として景気の先行きは不透明な状態が続いております。

当社グループの属する情報サービス産業界においては、クラウドサービスやデジタル化分野の市場拡大が継続するとともに、リモートワーク等の業務の非対面化、非接触化に向けたＩＴ需要が増加する一方で、経済環境の改善の遅れが、今後の企業のＩＴ投資の動向に影響を及ぼす懸念があり、当社グループの顧客においても費用削減の動きが継続しております。

このような事業環境の中、当社グループは、顧客動向の的確な把握に努め、柔軟な要員配置を進めるとともに、ベース事業であるシステム運用・開発、解析・設計、ＰＬＭ等の領域の高度化による競争力強化と、デジタル化分野の事業化促進や営業体制の強化等による事業領域の拡大に向けた取り組みを推進してまいりました。なお、事業活動においては、従業員並びに取引先関係者の安全を最優先に、行政の方針・指導に従い新型コロナウイルス感染拡大の防止に努め、顧客への安定的なサービス提供を行ってまいりました。

当連結会計年度においては、主要顧客からのシステム機器販売やシステム開発等の受注減により、売上高は前連結会計年度に比べて減少し、315億57百万円（前連結会計年度331億19百万円 前連結会計年度比4.7％減）となりました。損益については、売上減に伴う利益減や稼働率の低下、保有する土地・建物の売却による特別損失の計上等により減少し、営業利益22億87百万円（前連結会計年度25億82百万円 前連結会計年度比11.4％減）、経常利益23億７百万円（前連結会計年度25億95百万円 前連結会計年度比11.1％減）、親会社株主に帰属する当期純利益14億20百万円（前連結会計年度16億80百万円 前連結会計年度比15.5％減）となりました。

② 設備投資の状況

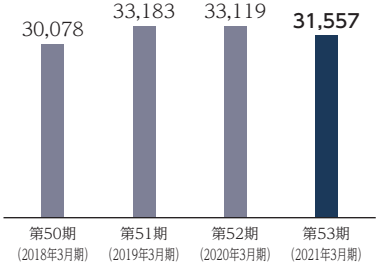
当連結会計年度の設備投資総額は、81百万円であります。その主なものは、サーバーの増設及びソフトウェアの更新であります。

③ 資金調達の状況

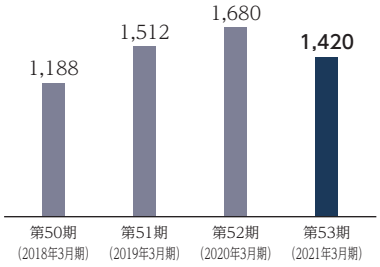
特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

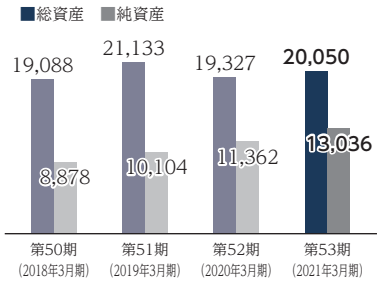
売上高 (単位：百万円)



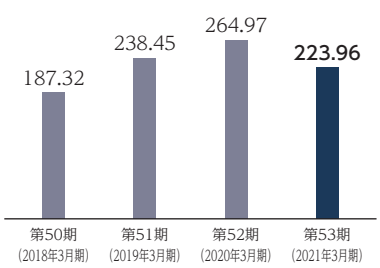
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



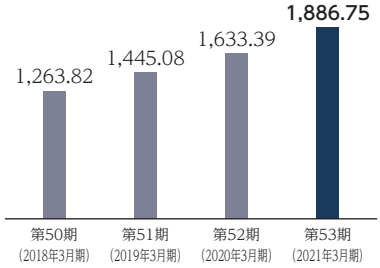
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区分		第50期 (2018年3月期)	第51期 (2019年3月期)	第52期 (2020年3月期)	第53期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高	(百万円)	30,078	33,183	33,119	31,557
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,188	1,512	1,680	1,420
1株当たり当期純利益	(円)	187.32	238.45	264.97	223.96
総資産	(百万円)	19,088	21,133	19,327	20,050
純資産	(百万円)	8,878	10,104	11,362	13,036
1株当たり純資産額	(円)	1,263.82	1,445.08	1,633.39	1,886.75

(注) 1．1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数（自己株式数控除後）、1株当たり純資産額は期末発行済株式数（自己株式数控除後）に基づき算出しております。

2．当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第50期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況ならびに企業結合等の状況 (2021年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社菱友システム技術	60	51.0	システム開発
株式会社菱友システムビジネス	150	59.0	情報処理サービス、システム機器販売
株式会社菱友システムサービス	20	100.0	情報処理サービス

③ その他の重要な企業結合等の状況

三菱重工業株式会社は、当社の議決権を31.38%所有しており、当社は同社の持分法適用会社であります。

また、同社には情報サービスの提供を行っており、当該取引を行うに当たっては市場価格、総原価等を勘案した見積提案書を提出し、交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

当社取締役会においても同様の理由で、当該取引が当社の利益を害するものでないと判断しております。

(4) 対処すべき課題

情報サービス産業界においては、クラウド化やデジタル化が進展しており、これにより国内ベンダーは、従来の受託開発型ビジネスからサービス提供型ビジネスへの転換を迫られております。これに対して、当社グループは、2019年度中期経営計画の基本方針として「ビジネス変革」を掲げ、その実現に向けて「既存事業の高度化」と、それをベースとした「事業領域の拡大」を推進すべく、以下の重点施策に取り組んでおります。

＜重点施策＞

・システム運用・開発、解析・設計等既存事業へのデジタル技術適用による事業強化
・サービス品質向上、業務効率化の推進、プロジェクト管理の徹底等による競争力強化
・オフショア開発の推進と生産性向上による受注対応力の強化
・デジタルビジネスへの対応力強化
・新たな事業分野への参入、顧客拡大等による受注拡大
・採用活動強化、人材育成、働き方改革の推進

これらの取り組みを進めるにあたり、対処すべき課題は次のとおりと考えております。

① 新技術・高度技術への対応力の強化

既存システムの保守・運用に関しては、顧客の費用削減の動きが続く一方で、デジタル技術の適用による自動化・高度化が進んでおります。また、ＤＸ推進等の新規システム開発においては、ローコード開発による高速化や、新ビジネス創出等を目指した業務データの効率的な分析・活用などに注目が集まっております。加えて、リモート環境における円滑な業務遂行を支援するコミュニケーションツールの活用が拡大しております。これらの動きに対応するためには、ＡＩ、データ分析等のデジタル技術や各種プラットフォームを活用したサービス提供を展開して行く必要があります。当社グループは、このための研究開発や技術習得に積極的に取り組み、これらの新分野での受注拡大を図ってまいります。

② パートナー企業との協業の推進

クラウド化やデジタル化の進展により、ＩＴ関連の製品・サービスが高度化するなかで、サービスの品質を確保し、事業領域を拡大していくためには、パートナー企業との協業が不可欠と認識しております。優れた技術を持つ有力なパートナー企業との間で協力関係を構築・強化し、役割分担を行うことで、事業拡大に繋げてまいります。

③ 人材の確保・育成

情報サービス産業界では、技術の高度化が進む一方で技術者不足が続いており、安定的な要員の確保が経営上の重要な課題となっております。事業運営に必要な技術力のある要員を確保するために、キャリア採用による即戦力人材の獲得と、将来を見据えた新卒採用に取り組んでまいります。要員育成の面では、研修と実践経験の連携による技術習得を基本的な考え方とし、高い技術を有する要員の育成に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年３月31日現在)

当社グループは、情報サービスの提供を主な事業内容としております。

① 情報通信システムの設計、開発、運用及び保守
② 情報通信システム関連機器の販売
③ 工業製品等の設計、解析・シミュレーション
④ 情報通信システムを利用した各種情報処理サービス

(6) 主要な事業所等 (2021年３月31日現在)

① 当社

本　社	東京都港区芝浦一丁目２番３号	
事業部	インダストリーソリューション事業部	(東京都港区)
	航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部	(名古屋市)
	エンタープライズソリューション事業部	(東京都港区)

② 子会社

株式会社菱友システム技術	(神戸市)
株式会社菱友システムビジネス	(東京都港区)
株式会社菱友システムサービス	(東京都港区)

(7) 使用人の状況 (2021年３月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,007名	5名増

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,216名	9名増	42.8歳	18.1年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　23,840,000株

(注) 2021年１月１日付で普通株式１株につき５株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴う定款変更により発行可能株式総数を4,768,000株から23,840,000株に変更しております。

② 発行済株式の総数　6,355,000株

(注) 2021年１月１日付で普通株式１株につき５株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は5,084,000株増加しております。

③ 株主数　705名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
三菱重工業株式会社	1,990	31.38
菱友社員持株会	1,510	23.82
光通信株式会社	565	8.91
三菱電機株式会社	283	4.46
加藤眞人	190	3.00
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	155	2.44
東京海上日動火災保険株式会社	75	1.19
石塚文代	69	1.09
明治安田生命保険相互会社	56	0.89
ダイヤモンドオフィスサービス株式会社	56	0.89

(注) 持株比率は自己株式（12,285株）を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役会長	渡　邊　治　雄	
※取締役社長	尊　田　雅　弘	
取締役副社長、執行役員	荻　野　　純	航空宇宙エンジニアリング・ソリューション事業部長
取締役	高　浦　勝　寿	三菱重工業株式会社　ＩＣＴソリューション本部副本部長兼原子力セグメント主幹技師
取締役	馬　場　公　敏	株式会社スキルパートナ　代表取締役社長
取締役 常勤監査等委員	長谷島　弘　安	
取締役 監査等委員	山　﨑　眞　樹	株式会社マーケットエンタープライズ　監査役 株式会社MEモバイル　監査役
取締役 監査等委員	相　澤　至　昭	三菱重工業株式会社　経営・財務企画部調査グループ主席部員

（注）１．※印は代表取締役を示しております。
２．取締役高浦勝寿、馬場公敏の両氏並びに監査等委員である取締役山﨑眞樹、相澤至昭の両氏は、社外取締役であります。
３．当社は、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、長谷島弘安氏を常勤の監査等委員として選定しております。
４．当社は、監査等委員である取締役山﨑眞樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び監査等委員である取締役長谷島弘安氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

③ 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職状況
飯　島　元　志	2020年６月24日	任期満了	取締役、執行役員 エンタープライズソリューション事業部長
松　下　朋　弘	2020年６月24日	任期満了	社外取締役（監査等委員） 三菱重工業株式会社　経営・財務企画部 企画グループ　グループ長

④ 取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月25日開催の取締役会において、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬額の具体的算定方法等については監査等委員会より妥当と判断されていることを踏まえ、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

・基本報酬（固定報酬）に関する方針
　報酬額の水準は、従業員の給与水準、従業員給与および役位間の報酬水準比に関する世間動向等を勘案して設定し、個別の報酬額は、役位、職責、業績に応じて決定する。

・業績連動報酬（賞与）に関する方針
　業績連動の指標は、当社及び完全子会社（１社）の連結売上に対する当該２社の連結経常利益率、連結経常利益額とし、当該２社の連結経常利益率が５％を達成した場合に、２社の連結経常利益額に応じて設定した割合を、固定報酬に乗じた金額を支給する。

・非金銭報酬等に関する方針
　該当なし。

・報酬等の割合に関する方針
　業績連動報酬（賞与）の比率は、個人別の総報酬額の概ね15%から20%を目安として設定する。ただし、業績連動報酬（賞与）の支給額の上限は基本報酬（固定報酬）の35%とする。

・報酬等の付与時期や条件に関する方針
　決算終了後に報酬額を決定し、基本報酬（固定報酬）は年俸を12分割して毎月支給し、業績連動報酬（賞与）は各年度終了から３ヶ月以内に一括で支給する。

・報酬等の決定の委任に関する事項

監査等委員でない取締役の個人別の報酬額の決定を、取締役会の決議に基づき取締役社長に委任する。取締役社長は上記の決定方針に沿って取締役報酬規則を制定し当該規則で定める条件に基づき個人別の支給額を決定し、その総額および株主総会で認められた限度額に対する割合等を取締役会に報告する。なお、支給額の決定に際しては、取締役社長は報酬額の考え方・算定方法等について監査等委員会の意見照会を経て、妥当性を確認する。

・上記のほか報酬等の決定に関する事項

重大な不祥事等の場合、取締役会決議により業績連動報酬（賞与）を減額または不支給とする場合がある。また、社外取締役の報酬は、業務執行からの独立の観点から基本報酬（固定報酬）のみ支給する。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）	
			固定報酬	業績連動報酬
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5 (1)	93 (2)	70 (2)	22 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	2 (1)	15 (2)	15 (2)	- (-)
合計 （うち社外取締役）	7 (2)	109 (5)	86 (5)	22 (-)

（注）1．上記には、2020年６月24日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役１名を含んでおります。
2．上記の業績連動報酬の額は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額であります。
3．業績連動報酬（賞与）に係る指標は、上記「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。当該指標を選択した理由は、当社及び当社の完全子会社の本業を含めた継続的な活動によって得た利益である当該２社の連結経常利益と賞与を連動させることが、インセンティブ付けとして有効と判断したためであります。
業績連動報酬（賞与）に係る指標の目標及び実績は、上記「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであり、当事業年度においては、当社及び完全子会社の連結経常利益率が目標の５％を達成したことから、業績連動報酬（賞与）を支給することとしております。
4．監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2016年６月22日開催の第48回定時株主総会において、年額160百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は８名（うち、社外取締役は２名）です。
5．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年６月22日開催の第48回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名（うち、社外取締役は２名）です。
6．当社においては、2020年６月24日開催の取締役会にて取締役社長尊田雅弘に監査等委員でない取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。これらの権限を委任した理由は、事業全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには取締役社長が最も適しているからであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．社外役員の重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職先	当社と兼職先との関係
取締役	高　浦　勝　寿	三菱重工業株式会社	当社の株主であり取引先であります。
取締役	馬　塲　公　敏	株式会社スキルパートナ	特筆すべき関係はありません。
取締役 監査等委員	山　﨑　眞　樹	株式会社マーケットエンタープライズ 株式会社MEモバイル	特筆すべき関係はありません。
取締役 監査等委員	相　澤　至　昭	三菱重工業株式会社	当社の株主であり取引先であります。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役　高　浦　勝　寿	10 回中 10 回	―	当社の主要顧客である製造業の設計エンジニアとしての豊富な知識・経験及び情報技術に関する高い見識に基づき、取締役会において積極的に意見を述べており、当社経営全般にわたる監督、助言等を行っております。
取締役　馬　塲　公　敏	10 回中 10 回	―	当社の主要顧客である製造業のＩＴ部門におけるシステム開発や海外での事業展開等の豊富な業務経験及び経営者としての企業経営に関する高い見識に基づき、取締役会において積極的に意見を述べており、当社経営全般にわたる監督、助言等を行っております。
取締役 監査等委員　山　﨑　眞　樹	10 回中 10 回	12 回中 12 回	コーポレート部門での豊富な知識と経験及び上場企業の監査役としての豊富な経験に基づき、取締役会において積極的に意見を述べており、当社経営全般にわたる監督、助言等を行っております。 また、監査等委員会においては、業務の適法性及び適正性の観点から監査業務全般について意見を述べております。
取締役 監査等委員　相　澤　至　昭	8 回中 8 回	9 回中 9 回	製造業における経営・財務・人事・広報部門等の幅広い豊富な業務経験と知識に基づき、取締役会において積極的に意見を述べており、当社経営全般にわたる監督、助言等を行っております。 また、監査等委員会においては、業務の適法性及び適正性の観点から監査業務全般について意見を述べております。

（注）監査等委員である取締役相澤至昭氏は、2020年６月24日開催の第52回定時株主総会において選任されたため、就任後の開催回数を記載しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を聴取、確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施する上でいずれも妥当なものであると判断したため、上記の会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、この議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議し、公正で健全な経営の推進に努めております。当事業年度末日時点における取締役会決議の内容は、以下のとおりであります。

① 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

・監査等委員会は、内部統制室の要員に対し、必要に応じて監査等委員会の職務の補助を命じることができる。
・監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。

② 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

・内部統制室の要員の異動、人事考課については監査等委員会の意見を尊重して行う。
・内部統制室の要員は、監査等委員会の命令の範囲において監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令を受ける。

③ 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

・当社の取締役は、当社が定める規則に従って、グループ会社に関する事項も含めて監査等委員会への報告や情報伝達を実施する。また、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
・グループ会社の取締役は、当社が定めるコンプライアンス規則に従って監査等委員会への報告や情報伝達を実施するほか、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
・内部通報制度の所掌部門は、内部通報により通報された内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容を監査等委員会に報告する。

④ 監査等委員会への報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

・内部通報制度により通報した者に対して不利益な取扱いを行ってはならないこと、及び通報者に関する情報を秘匿することを社規に定め、その旨を周知し、適切に運用する。

⑤ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

・監査等委員会の職務について生ずる費用の支弁に充てるため予算を確保するとともに、監査等委員会から請求があった場合には適切に処理する。

⑥ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役は、監査等委員会との定期的な意見交換などを通じて適切な意思疎通を図るとともに、監査等委員会の求めに応じて必要な情報の提供等を行う。

⑦ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし、取締役は自ら率先してその実現に努める。
・取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督する。また、社外取締役の意見を得て監督の客観性と有効性を高める。
・コンプライアンス委員会をはじめとした組織体制を整備し、社員行動指針の制定や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。
・内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するほか、コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告する。

⑧ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・文書管理の基本的事項を社規に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存・管理する。
・上記の情報は、取締役（監査等委員を含む）が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときは、いつでも閲覧可能とする。

⑨ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・各種リスクを適切に管理するため、リスクの類型に応じた管理体制を整備し、管理責任の明確化を図る。
・リスクを定期的に評価・分析し、必要な回避策又は低減策を講じるとともに、内部監査によりその実効性と妥当性を監査し、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。
・重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保する。

⑩ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会で中期経営計画を策定して、全社的な経営方針・経営目標を設定し、社長を中心とする業務執行体制で目標の達成に当たる。
・経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌及び指揮命令系統等を社規に定める。

⑪ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ会社社長が経営責任を担い独立企業として自主運営を行うとともに、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行い連結業績向上に資するよう、当社とグループ会社間の管理責任体制や、グループ会社から当社へ伺出又は報告すべき事項を含む規則を定め、グループ会社を支援・指導する。
・当社グループ全体として業務の適正を確保し、かつグループ全体における各種リスクを適切に管理するため、コンプライアンスやリスク管理に関する諸施策はグループ会社も含めて推進し、各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させる。
・当社及びグループ会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務情報を作成・開示するために必要な組織、規則を整備する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況について、定期的に確認を実施し、その内容を取締役会に報告しております。また、確認の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な運用に努めております。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 監査等委員会の職務の執行に関する体制

・内部統制室が監査等委員会の職務を補助する部門であることを社規則に定め、適切に運用しています。また、同社規則において、内部統制室が監査等委員会の職務の補助に関する事項について、執行部門からの独立性を確保する旨の規定を設けています。
・監査等委員会が選定した監査等委員は、経営執行会議、グループ会社連絡会、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、業務執行の状況、コンプライアンスの推進及び内部通報制度の運用状況について報告を受けるとともに、必要に応じて意見を述べています。
・グループ会社及び協力会社の社員が内部通報窓口を利用できることを社規則に定め、適切に運用しています。

・内部通報者への不利益な取扱いを禁止し、内部通報者に関する情報を非開示とすることを社規則に定め、適切に運用しています。また、内部通報制度についてコンプライアンス教育等で周知を図っています。
・監査等委員会の職務執行に必要な費用については予算化し、請求に対して適切に処理しています。
・監査等委員会が会計監査人から監査計画及び監査結果について説明を受けるときに、執行部門も同席した上で情報共有及び意見交換を行っています。
・代表取締役を含む各取締役は、監査等委員との定期的な意見交換を行っています。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス指針を定め、社員に周知するとともに、取締役は率先してその実現に努めています。
・取締役会は、各取締役が十分に発言し、討議を尽くすことができるよう、審議資料の事前配布および十分な審議時間の設定をしています。また、社外取締役の積極的な発言によって活発な意見交換が行われており、業務執行への監督機能を高めています。
・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、委員会からの周知事項は、各部門で毎月１回を目安に開催するコンプライアンス連絡会で社員に周知しています。また、社員への意識付けのため、毎年、当社の実情に即したコンプライアンス研修を実施しています。
・内部通報制度を社規則に定めて運用するとともに、コンプライアンスへの取り組み状況について内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告しています。
・内部統制室による監査には、常勤監査等委員が原則として立ち合い、モニタリングしています。また、監査等委員会は、必要に応じて直接監査も実施しています。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・文書管理の基本的事項を社規則に定め、適切に運用しています。取締役の職務執行に係る処理も、同社規則に基づき文書化され、適切に保存・管理されています。
・業務執行部門は取締役（監査等委員を含む）及び内部統制室の求めに応じて必要な情報を開示しています。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・コンプライアンス、情報セキュリティ、事業運営、BCP等のリスクの類型別に、毎年、潜在するリスクを洗い出し、管理レベル（全社、各部門等）、責任者及び当年度に特に重点的に取り組む項目を設定しています。期中に新たなリスクが発生したときは、リスク対策項目に追加しています。また、リスクの類型は、リスク内容に応じて適宜見直しを行うこととしています。

・責任者は各リスクへの対策を立案・実行し、重点的に取り組む項目及び全社レベルで管理すべきリスクについては、対策の推進状況を取締役会・経営執行会議に報告し議論を行っています。
・各部門で管理すべきリスクについては、担当部門で対策を立案・推進し、業務監査の中で実効性の確認を行い、監査の状況を、適宜、監査等委員会へ報告しています。
・重大なリスクが顕在化した場合に備えて、緊急連絡体制を構築し、適切に運用しています。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会で中期経営計画を策定し、目標達成に向けて活動しています。
・職務権限に関する社規則を定めて業務分掌と指揮命令系統を明確化し、適切に運用しています。

⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ会社管理に関する社規則を定め、適切に運用しています。また、毎月１回、グループ会社社長が出席する連絡会を開催し、情報の共有を行っています。
・コンプライアンス委員会にグループ会社社長が出席するとともに、当社と同様のコンプライアンス研修をグループ会社で実施する等、グループ会社を含めたコンプライアンス推進に取り組んでいます。また、グループ会社各社は、当社指示のもと、内部統制システムを整備しています。
・グループ会社各社の業務執行及び財務情報の適切性を確保すべく、当社の要員をグループ各社の取締役、監査役として派遣し、監査、監督に当たらせています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

利益配分につきましては、株主への利益還元を経営の重要課題と位置付けるとともに、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としております。

また、当社は会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めておりますが、当社の業績は年度後半の収益に大きく影響を受ける傾向があるため、剰余金の配当は、業績状況や財政状況を勘案しつつ、期末日を基準日として行うことを基本としております。

当事業年度末日を基準日とする剰余金の配当については、上記基本方針、当社グループの業績状況及び財政状況を勘案し、１株当たり60円の配当を実施することといたしました。

連結計算書類

連結貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部	
科目	金額
（資産の部）	**20,050**
流動資産	**16,284**
現金及び預金	1,767
受取手形	47
売掛金	8,134
リース投資資産	305
商品	212
仕掛品	212
前払費用	90
預け金	5,465
その他流動資産	58
貸倒引当金	△9
固定資産	**3,766**
有形固定資産	**361**
建物	141
器具備品	114
土地	102
建設仮勘定	3
その他有形固定資産	0
無形固定資産	**209**
ソフトウェア	197
リース資産	6
その他無形固定資産	5
投資その他の資産	**3,194**
投資有価証券	51
出資金	1
退職給付に係る資産	269
繰延税金資産	2,448
その他投資	423
合計	**20,050**

負債及び純資産の部	
科目	金額
（負債の部）	**7,014**
流動負債	**5,199**
買掛金	1,383
前受金	35
役員賞与引当金	41
未払金	81
未払費用	2,908
リース債務	4
その他流動負債	743
固定負債	**1,814**
退職給付に係る負債	1,722
リース債務	1
その他固定負債	89
（純資産の部）	**13,036**
株主資本	**12,299**
資本金	**685**
資本剰余金	**253**
利益剰余金	**11,369**
自己株式	**△9**
その他の包括利益累計額	**△332**
その他有価証券評価差額金	**18**
土地再評価差額金	**△213**
退職給付に係る調整累計額	**△137**
非支配株主持分	**1,069**
合計	**20,050**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**31,557**
売上原価	**25,989**
売上総利益	**5,567**
販売費及び一般管理費	**3,279**
営業利益	**2,287**
営業外収益	**26**
受取利息及び受取配当金	4
助成金収入	20
その他	1
営業外費用	**6**
支払利息	0
固定資産除却損	6
その他	0
経常利益	**2,307**
特別損失	**102**
減損損失	102
税金等調整前当期純利益	**2,205**
法人税、住民税及び事業税	647
法人税等調整額	58
当期純利益	**1,499**
非支配株主に帰属する当期純利益	78
親会社株主に帰属する当期純利益	**1,420**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	685	253	10,446	△9	11,376
当期変動額					
剰余金の配当			△348		△348
親会社株主に帰属する当期純利益			1,420		1,420
土地再評価差額金の取崩			△148		△148
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	923	－	923
当期末残高	685	253	11,369	△9	12,299

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	9	△427	△598	△1,016	1,002	11,362
当期変動額						
剰余金の配当						△348
親会社株主に帰属する当期純利益						1,420
土地再評価差額金の取崩						△148
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9	214	460	683	66	750
当期変動額合計	9	214	460	683	66	1,673
当期末残高	18	△213	△137	△332	1,069	13,036

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ．連結子会社の数　　３社

ロ．連結子会社の名称　　株式会社菱友システム技術
株式会社菱友システムビジネス
株式会社菱友システムサービス

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

・時価のないもの

総平均法による原価法

ロ．棚卸資産

・商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）については定額法、建物以外については定率法を採用しております。

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

・市場販売目的のソフトウェア

販売可能な有効期間（３年以内）における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

ハ．リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

ロ．役員賞与引当金

取締役、執行役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、取締役、監査役の退任に伴う役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

（追加情報）

役員退職慰労金制度を採用していた一部の連結子会社は、定時株主総会において、役員報酬体系の見直しの一環として、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、役員退職慰労引当金全額を取り崩し、打ち切り支給に伴う未払額63百万円を「その他固定負債」に含めて表示しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ．収益及び費用の計上基準

・完成工事高及び完成工事原価の計上基準

・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる案件

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

・その他の案件

工事完成基準

・ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

ロ．退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（9年～19.5年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（16.3年～19.4年）による定額法により、制度の改定日から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ハ．消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

2．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　969百万円

3．連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失
社員寮	神奈川県川崎市	建物	102百万円

当社グループは、主として全社をグルーピングの基礎とし、遊休資産については前記グループから区別してグルーピングを行っています。

上記の資産については、当連結会計年度に売却の意思決定を行ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額については、正味売却価額により測定しております。

なお、上記資産は2021年２月に売却を完了しております。

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数　　普通株式6,355,000株

（注）当社は2021年１月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。
これに伴い、発行済株式の数は1,271,000株から6,355,000株に増加しております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年４月28日 取締役会	普通株式	348	275	2020年３月31日	2020年６月25日

（注）当社は2021年１月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。
2020年３月期の１株当たりの配当額につきましては、当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たりの配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年４月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	380	60	2021年３月31日	2021年６月25日

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び預け金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社グループでは、当該リスクに関しては、当社グループの規則に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権の約半分が特定の大口顧客に対するものであります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握して管理しております。

営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	1,767百万円	1,767百万円	－百万円
② 受取手形及び売掛金	8,181	8,181	－
③ 預け金	5,465	5,465	－
④ 投資有価証券	51	51	－
資産計	15,465	15,465	－
① 買掛金	1,383	1,383	－
負債計	1,383	1,383	－
デリバティブ取引	－	－	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	24百万円	51百万円	26百万円
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
合計		24	51	26

負債

① 買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

2．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,766百万円	－百万円	－百万円	－百万円
受取手形及び売掛金	8,181	－	－	－
預け金	5,465	－	－	－
合計	15,414	－	－	－

6．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　　1,886円75銭

(2) 1株当たり当期純利益　　223円96銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行った株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

計算書類

貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部	
科目	金額
（資産の部）	**14,069**
流動資産	**11,506**
現金及び預金	792
受取手形	40
売掛金	6,064
リース投資資産	305
商品	212
仕掛品	141
前払費用	56
預け金	3,800
その他流動資産	92
貸倒引当金	△1
固定資産	**2,563**
有形固定資産	**308**
建物	121
器具備品	81
土地	102
建設仮勘定	3
その他有形固定資産	0
無形固定資産	**182**
ソフトウェア	170
リース資産	6
その他無形固定資産	5
投資その他の資産	**2,072**
投資有価証券	37
関係会社株式	159
前払年金費用	250
繰延税金資産	1,264
その他投資	359
合計	**14,069**

負債及び純資産の部	
科目	金額
（負債の部）	**3,698**
流動負債	**3,680**
買掛金	1,158
前受金	35
役員賞与引当金	41
未払金	29
未払費用	1,763
リース債務	4
預り金	206
その他流動負債	439
固定負債	**17**
リース債務	1
その他固定負債	15
（純資産の部）	**10,370**
株主資本	**10,565**
資本金	**685**
資本剰余金	**250**
資本準備金	250
利益剰余金	**9,638**
利益準備金	26
その他利益剰余金	9,612
別途積立金	8,100
繰越利益剰余金	1,512
自己株式	**△9**
評価・換算差額等	**△194**
その他有価証券評価差額金	**18**
土地再評価差額金	**△213**
合計	**14,069**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**22,827**
売上原価	**18,444**
売上総利益	**4,383**
販売費及び一般管理費	**2,534**
営業利益	**1,849**
営業外収益	**84**
受取利息及び受取配当金	68
助成金収入	13
その他	1
営業外費用	**6**
支払利息	0
固定資産除却損	6
その他	0
経常利益	**1,926**
特別損失	**102**
減損損失	102
税引前当期純利益	**1,824**
法人税、住民税及び事業税	467
法人税等調整額	86
当期純利益	**1,270**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計	
当期首残高	685	250	26	6,950	1,889	8,839	8,865
当期変動額							
別途積立金の積立				1,150	△1,150	－	－
剰余金の配当					△348	△348	△348
当期純利益					1,270	1,270	1,270
土地再評価差額金の取崩					△148	△148	△148
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	1,150	△376	773	773
当期末残高	685	250	26	8,100	1,512	9,612	9,638

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△9	9,792	9	△427	△418	9,374
当期変動額						
別途積立金の積立						－
剰余金の配当		△348				△348
当期純利益		1,270				1,270
土地再評価差額金の取崩		△148				△148
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			9	214	223	223
当期変動額合計	－	773	9	214	223	996
当期末残高	△9	10,565	18	△213	△194	10,370

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ．子会社株式及び関連会社株式
　総平均法による原価法

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの
　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

・時価のないもの
　総平均法による原価法

② 棚卸資産

イ．商品
　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ．仕掛品
　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）
　建物（附属設備を除く）については定額法、建物以外については定率法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

イ．自社利用のソフトウェア
　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ロ．市場販売目的のソフトウェア
　販売可能な有効期間（３年以内）における見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法を採用しております。

③ リース資産

イ．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金
　金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金
　取締役、執行役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金
　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、年金資産が退職給付債務を超過した場合には、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（14年～19.4年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。退職給付制度の一部変更により発生した過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（16.3年～19.4年）による定額法により、制度の改定日から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ．当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる案件　工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

ロ．その他の案件　工事完成基準

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理　退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の処理方法　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　695百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権　3,446百万円

② 短期金銭債務　284百万円

(3) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　2002年３月31日

再評価の方法　「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第２条第３号により算出

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　２百万円

3．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高　10,500百万円

② 仕入高　997百万円

③ 販売費及び一般管理費　194百万円

④ 営業取引以外の取引高　65百万円

(2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失
社員寮	神奈川県川崎市	建物	102百万円

当社は、主として全社をグルーピングの基礎とし、遊休資産については前記グループから区別してグルーピングを行っています。

上記の資産については、当事業年度に売却の意思決定を行ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額については、正味売却価額により測定しております。

なお、上記資産は2021年２月に売却を完了しております。

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数　　普通株式12,285株

5．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は退職給付信託の設定額及び未払従業員賞与繰入限度超過額であります。

6．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
			役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	三菱重工業株式会社	（被所有）直接 31.38% 間接 0.89%	なし	情報サービスの提供を行っている。	情報サービスの提供	10,480	売掛金	3,394
							リース投資資産	293

(2) 兄弟会社等

属性	会社の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
			役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	MHIファイナンス株式会社	なし	なし	資金の預入を行っている。	資金の預け入れ	1,200	預け金	3,800
					利息の受取	1		
その他の関係会社の子会社	MHI Executive Experts 株式会社	なし	なし	情報サービスの提供を行っている。	情報サービスの提供	831	売掛金	282

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 情報サービスの提供については、市場価格、総原価等を勘案した見積提案書を提出し、交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 資金の預入及び預かりの利率については、市場実勢を勘案し決定しております。

2．取引金額は消費税等抜きの金額で、期末残高は消費税等込みの金額で記載しております。

3．MHIファイナンス株式会社は、2021年4月1日付でMHIフィナンシャル株式会社に商号変更しております。

7．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　　1,635円05銭

(2) 1株当たり当期純利益　　200円33銭

（注）1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当事業年度に行った株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月17日

株式会社菱友システムズ

取締役社長　尊田雅弘　殿

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**横　内　龍　也**㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**江　村　羊奈子**㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社菱友システムズの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社菱友システムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月17日

株式会社菱友システムズ

取締役社長　尊田雅弘　殿

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　**横　内　龍　也**㊞
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　**江　村　羊奈子**㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社菱友システムズの2020年４月１日から2021年３月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月21日

株式会社菱友システムズ　監査等委員会

常勤監査等委員　**長谷島　弘　安**　㊞

監査等委員　**山　﨑　眞　樹**　㊞

監査等委員　**相　澤　至　昭**　㊞

（注）監査等委員山﨑眞樹及び相澤至昭は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

MEMO

MEMO

定時株主総会会場ご案内図

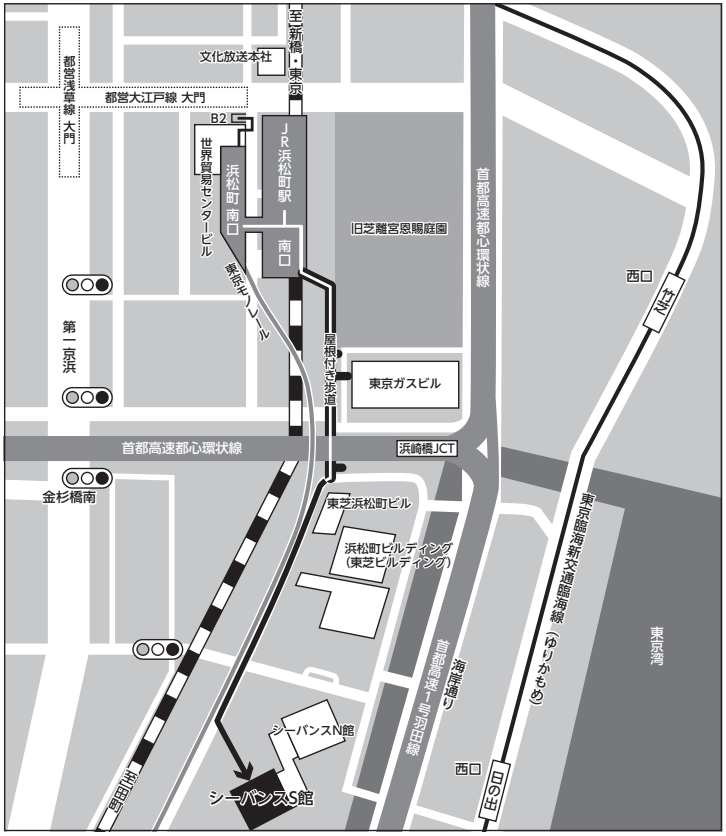
会場

シーバンスＳ館　１階　大ホール

東京都港区芝浦一丁目２番３号

交通

ＪＲ山手線・京浜東北線 モノレール	Ⓐ「浜松町駅」	南口徒歩８分
都営大江戸線 浅草線	Ⓑ「大門駅」	Ｂ２出口徒歩12分
ゆりかもめ	Ⓒ「日の出駅」	西口徒歩５分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
FSC www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。